

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その
翌日)

目次
◆告示 字の区域をあらたに画し、変更し、及び廃止する旨の届出
土地改良法による換地処分をした旨の届出

告示

鳥取県告示第三百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯郡西伯町長から次のとおり字の区域をあらたに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和四十四年四月一日現在の地番による。)
大字落合字寺ノ下	大字落合字クツ岡四七三の一部、四七四の一部、四七五から四七八まで、四七九の一部、四八〇の一部、四八一の一部、四八二の一部及びこれらと一体をなす国所有地、大字落合字寺ノ前五二八の一から五二九まで、五三〇の一部、五三一の一部及びこれらと一体をなす国所有地、大字落合字カナ屋敷四五九の一、四五九の二、五四二の一部、五四三の一部、五四四の一部、五四六から五四八次一まで、五五〇の一部及びこれらと一体をなす国所有地、大字落合字野阪田五五一の一部、五五二の二の一部、五五三の一部及びこれらと一体をなす国所有地、大字落合字目代田五五九の二の一部並びに大字福頼字クズ岡前二二の一部
大字落合字地藏前	大字落合字クツ岡四七〇から四七四までの一部、六九七及びこれらと一体をなす国所有地、大字落合字寺ノ前五三〇の一部、五三一の一部、五三二の一から五三五まで五三六の二及びこれらと一体をなす国所有地、大字落合字カナ屋敷五三七から五四一まで、五四二の一部、五四三の一部、五四四、五四五の一部、五五〇の一部、六九八の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地、大字落合字野阪田五五二の一から五五四の一までの一部、五五四の二、五五五、五五六の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに大字落合字目代田五五九の二の一部
大字落合字すげ田	大字落合字スケタ五九四の一部、五九五の一、五九五の二の一部、五九六、五九七の一部、五九八の一部及びこれ

<p>大字鴨部字上井手</p>	<p>らと一体をなす国有地並びに大字鋤ノ先六〇二の一部及び六〇三の一部</p>
<p>大字鴨部字戸構</p>	<p>大字鴨部字外カマエのうち一四七〇の一部、一四七六から一四七八までの一部、一四九三から一四九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鴨部字岩崎下一四四三の一、一四四三の二、一四四八の一、一四四九の一、一四五〇の一から一四五〇の三まで、一四五一の一、一四五二の一、一四五三の一、一四五五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鴨部字出口一五〇九の一部、一五一八の一部及び一五一九の一部並びに一五〇九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字鴨部字上出の全域、大字鴨部字スゲ田一三四、一三五、一三六の一部、一三七の一部、一三八、一三九、一四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字鴨部字堂ノ塔二七四の二、二七五の二、二七六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>同上の区域(昭和四十四年四月一日現在の地番による。)</p>
<p>大字福頼字クス岡前</p>	<p>大字福頼字クス岡前のうち二二の一部以外の区域、大字福頼字クス岡五一、五二、五六、五七及び六七、大字福頼字キノフ田九三の一部、大字落合字クツ岡四七〇から四七四までの一部、四七九の一部、四八〇の一部、四八一の二の一部、四八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに</p>

<p>大字福頼字クス岡</p>	<p>大字落合字檜塔四八三、四八七及び四八八</p>
<p>大字福頼字クス岡</p>	<p>大字福頼字クス岡のうち五一、五二、五六、五七及び六七以外の区域</p>
<p>大字福頼字キノフ田</p>	<p>大字福頼字キノフ田のうち八九、九〇の一部、九三から九五の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字福頼字荒子尻</p>	<p>大字福頼字荒子尻のうち二〇九の一部、二一〇、二一一及び二一二の一の一部以外の区域、大字福頼字キノフ田八九、九〇の一部、九四の一部、九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福頼字キノフ田屋敷一一七、一一九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字福頼字ラクテン塔二二二の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福頼字キノフ田屋敷</p>	<p>大字福頼字キノフ田屋敷のうち一一七、一一九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字福頼字ラクテン塔</p>	<p>大字福頼字ラクテン塔のうち二二二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字福頼字荒子</p>	<p>大字福頼字荒子のうち二八〇の二の一部以外の区域</p>
<p>大字福頼字宮ノ前</p>	<p>大字福頼字宮ノ前のうち二九二の一部二九三、二九四の一部、二九五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福頼字荒子二八〇の二の一部並びに大字福頼字荒子尻二〇九の一の一部、二一〇、二一一及び二一二の一の一部</p>

<p>大字福頼 字平ノ前川端</p>	<p>大字福頼字平ノ前川端三五八から三六六の三まで、三六七の二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字福頼字平ノ前二九二の二、二九三、二九四の二、二九五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福頼字平ノ前三三五の二の二、三三七の二、三三八の二、三三九から三四三まで、三四四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字福頼字平ノ前</p>	<p>大字福頼字平ノ前のうち三三五の二の二、三三七の二、三三八の二、三三九から三四三まで、三四四の二の二、三四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字福頼字平ノ前川端三六七の二の二、三六七の二、三六八及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字落合字檜塔</p>	<p>大字落合檜塔のうち四八三、四八七及び四八八以外の区域</p>
<p>大字落合字家ノ下</p>	<p>大字落合字家ノ下のうち六二八の二、六三六の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字落合字野阪田五五二の二の二、五五二の二の二、五五四の二の二、五五六の二の二、五五七の二、五五八及びこれらと一体をなす国有地並びに大字落合字目代田五五九の二の二、五五九の二、五六〇の二から五六〇の四までの二、五六〇の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字落合字オノ神の全域並びに大字落合字ヨシキ河原四</p>	

<p>大字落合字オノ神</p>	<p>五四から四五七まで、四五九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字落合 字ヨシキ河原</p>	<p>大字落合字ヨシキ河原のうち四五四から四五七まで、四五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字落合字藤井</p>	<p>大字落合字藤井のうち四一七、四一八、四一八の二、四二〇、四二〇の二、四二二の二、四二二の二の二、四二二の三から四二二の六まで、四二二の二、四二二の二の二、四二二の三から四二二の六まで、四二二の二、四二二の二の二、四二二の三から四二二の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字落合字土手後</p>	<p>大字落合字土手後のうち六三九の二、六三九の二、六四九の二及び六四九の二以外の区域、大字落合字藤井四一七、四一八、四一八の二、四二〇、四二〇の二、四二二の二、四二二の二の二、四二二の三から四二二の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字落合字家ノ下六三六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字落合字ケタノ下</p>	<p>大字落合字ケタノ下のうち三九九の二から三九九の三までの二、三九九の四、四〇〇の二の二、四〇〇の二の二、四〇〇の三、四〇〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字落合字藤井四二二の二、四二二の二の二、四二二の三から四二二の六まで、四二二の二、四二二の二の二、四二二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字落合字ヒヂリ塚三七九の二の二、三九五の二、三九六の二の二</p>

	<p>部、三九七の二の一部、三九七の二の一部、三九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字落合字土手脇六六七の二の一部、六六七の三、六六八の一部、六七二の一部及び六七三の一部</p>	<p>大字落合字ヒヂリ塚</p>	<p>大字落合字ヒヂリ塚のうち三七七の二、三七九の二の一部、三九五の一部、三九六の二の一部、三九七の二の一部、三九七の二の一部、三九八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字落合字ケタノ下三九九の二の一部、三九九の二の一部、三九九の四、四〇〇の二の一部、四〇〇の二の一部、四〇〇の三、四〇〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字落合字土手脇</p>	<p>大字落合字土手脇のうち六五六の二の一部、六六七の二の一部、六六七の三、六六八の一部、六七二の一部及び六七三の一部以外の区域、大字落合字ヒヂリ塚三七七の二、三九七の二から三九八の二までの一部、三九八の二及びこれらと一体をなす国有地、大字落合字ケタノ下三九九の三の一部、大字落合字中田六一二の一部、六一四の一部、六一九から六二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鴨部字流田一から四の一まで、四の二の一部、四の三の一部、五の二の一部、六の二、七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		<p>大字落合字中田のうち六一二の一部、六一三、六一四から六一六までの一部、六一九から六二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字落合字土手脇六</p>		
<p>大字落合字中田</p>	<p>三九の二、六三九の二、六三九の五及び六四九の二、大字落合字目代田五六〇の二から五六〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字落合字家ノ下六二八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字落合字本国</p>	<p>大字落合字本国六〇六の一部、六〇七から六〇九の二まで及び六一〇の二から六一一の二までの一部並びに六〇六と一体をなす国有地の一部、大字落合字中田六一四から六一六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字落合字新屋敷五八九の一部及び五九〇の一部</p>	<p>大字落合字新屋敷</p>	<p>大字落合字新屋敷のうち五八九の一部及び五九〇の一部以外の区域、大字落合字野阪田五五一の一部、大字落合字中田六一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字落合字本国六〇七及び六〇八と一体をなす国有地、大字落合字鋤ノ先六〇三の一部、六〇四、六〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字落合字スケタ五九三、五九四の一部、五九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字鴨部字出口</p>	<p>大字鴨部字出口のうち一五〇九の一部、一五一八の一部及び一五一九並びに一五〇九と一体をなす国有地以外の区域、大字鴨部字外カマエ一四七〇の一部、一四七六から一四七八までの一部、一四九三から一四九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鴨部字柵田一三八〇及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>		<p>大字鴨部字柵田のうち一三八〇及びこれらと一体をなす国</p>

<p>大字鴨部字柵田</p>	<p>有地の一部以外の区域</p>
<p>大字鴨部字岩崎下</p>	<p>大字鴨部字岩崎下のうち一四四三の一、一四四三の二、一四四八の一、一四四九の一、一四五〇の一から一四五〇の三まで、一四五一の一、一四五二の一、一四五三の一、一四五五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字鴨部字砂田</p>	<p>大字鴨部字砂田のうち二三の一部、五一から五四までの一部、五五の一、五五の二の一部、五六の一から^{五七}五八併まで、五九の二の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鴨部字流田のうち一から四の一まで、四の二の一部、四の三の一部、五の二の一部、六の一、七の二の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鴨部字八百田九七の二の一部、一〇〇の一部、一〇一の一部、一〇二、一〇三の二の一部、一〇三の二の一部、一〇三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字落合字土手脇六五六の一の一部、大字落合字中田六一二の一部、六一三、六一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字落合字本國六一〇の一から六一一の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鴨部字スゲ田一四一の一部、一四二、一四三、一四四の一部、一四五から一四八まで及びこれらと一体をなす国有地、大字鴨部字八百田一〇三の二の一部及び一〇三の四の一部、大字鴨部字砂田二三の一部、五一から五四までの一部、五五の一、五五の二の一部、五六の一から^{五七}五八</p>	

<p>大字鴨部字スゲ田</p>	<p>合併まで、五九の二の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字鴨部字流田二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字落合字本國六〇六の一部、六一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字落合字鋤ノ先六〇一、六〇二の一部、六〇三の一部、六〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字落合字スケタ五九七の一部、五九八の一部、五九九、六〇〇及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鴨部字新屋敷五九〇の一部</p>
<p>大字鴨部字八百田</p>	<p>大字鴨部字八百田のうち九七の二の一部、一〇〇の一部、一〇一の一部、一〇二、一三〇の二の一部、一〇三の二の一部、一〇三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字鴨部字スゲ田一三六の一部、一三七の一部、一四〇の一部、一四一の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鴨部字堂ノ塚</p>	<p>大字鴨部字堂ノ塚のうち二七四の二、二七五の二、二七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字鴨部字前河原</p>	<p>大字鴨部字前河原のうち六九〇の一部、六九一の一部及び六九七の一部並びに六九七と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字鴨部字垣ノ内二一五八第一、二一五八第一次一、二一五八第一次二、二一五九から二一六一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鴨部字柳田六〇六及び六〇七の一</p>
<p>大字鴨部字垣ノ内</p>	<p>大字鴨部字垣ノ内のうち二一五八第一、二一五八第一次一、</p>

大字鴨部字垣ノ内	一一五八第一次第二一、一一五九から一一六一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字鴨部字柳田	大字鴨部字柳田のうち六〇六及び六〇七の一以外の区域
大字鴨部字竹ノ内	大字鴨部字竹ノ内のうち七二七の一部、七二八の二から七二九の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鴨部字前河原六九〇の一部、六九一の一部、及び六九七の一部並びに六九七と一体をなす国有地の一部並びに大字鴨部字松塔道下一〇七一及びこれと一体をなす国有地の一部
大字鴨部字松塔道下	大字鴨部字松塔道下のうち一〇七一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字鴨部字白山田	大字鴨部字白山田の全域並びに大字鴨部字門田北五五八、五五八内第一、五六一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字鴨部字門田北	大字鴨部字門田北のうち五五八、五五八内第一、五六一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字鴨部字三反田	大字鴨部字三反田の全域、大字鴨部字寺田七三〇の一、七三一の一、七四六の一、七四七の一、七四八、七四九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鴨部字竹ノ内七二七の一部、七二八の二から七二九の二まで及びこれらと一体をなす国有地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

銀行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

大字鴨部字寺田のうち七三〇の一、七三一の一、七四六の一、七四七の一、七四八、七四九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

大字落合字クツ岡、大字落合字寺ノ前、大字落合字カナ屋敷、大字落合字野阪田、大字落合字目代田、大字落合字スケタ、大字落合字鋤ノ先、大字鴨部字流田、大字鴨部字上出

鳥取県告示第三百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三百七十二番地法勝寺南土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る西伯郡西伯町法勝寺地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗